

【第7回会合（平成18年3月22日（水）16時～18時）】

V （社）日本民間放送連盟

（民放の公共性等）

- 1 地上放送キー局、地方局、BS局、CS局と規模、性格を異にする放送局が多数あるが、現在はコンテンツ規律など同じ規律がかかっている。このままでよいと考えるか、見解如何。
- 2 ハード・ソフト分離の規律がある一方、地上放送がハード・ソフト一致の規律となっていることについて、これでよいと考えるか、見解如何。
- 3 電気通信役務利用放送法の地上波への適用について見解如何。
- 4 デジタル地上波放送の電波有効利用を促進するために、地上波放送局に割り当てられた電波の未使用部分の開放を認めることについての見解。
- 5 番組制作や主題歌著作権の権利帰属などで民放・広告会社に優越的地位の濫用の疑いがあるとの指摘があり、課題解決に向けた取り組みがなされているが、これで十分と考えるか、見解如何。

（地方局（県域免許）の在り方について）

- 6 IPネットワークの発達を踏まえると、地上民放のいわゆる県域免許（地域免許制）を見直すべきとの考えがあるが、見解如何。
- 7 IPによる地上デジタル放送の再送信について、再送信の範囲はその地上デジタル放送事業者の放送対象地域内に限定すべきであるとの考え方を主張されているが、その理由について見解如何。（例えば、少数チャンネル地域における視聴可能な番組数を増やすため、隣接県の放送番組を再送信するような場合についても認めないのか。）

（マスメディア集中排除原則）

- 8 多メディア・多チャンネル環境下におけるマスメディア集中排除原則の在り方について見解如何。また、マスメディア集中排除原則の緩和によるキー局の地方局資本系列化について、見

解如何。

(通信放送融合)

9 放送事業者として通信分野への進出について見解如何。さらに国際競争力強化のため、日本の放送局もタイムワナー等のメディアコングロマリットを目指すべきとの指摘があるが、見解如何。

(海外への情報発信)

10 国際社会への情報発信力の強化という観点から、国際放送を充実すべきであるとの指摘があるが、新しい国際放送の在り方についてどう考えるか。今後は、現在のNHKを中心とする取組に関し民放も一翼を担うべきであるとの主張について、見解如何。

(通信放送融合)

11 映像コンテンツの流通について、著作権の在り方など現状の問題点と、解決すべき点に係る見解如何。さらに、マルチユースの拡大に伴い、既存番組を簿外資産から計上資産にすべきとの指摘があるが、見解如何。

VI 日本電信電話株式会社

(ユニバーサルサービス)

- 1 NTT はあまねく電話サービスを今後も引き続き提供していくとしているが、IT 戦略本部の「IT 新改革戦略」に示された 2010 年度までのブロードバンドゼロ地域解消の方針のもとで、全国にブロードバンド網が整備される場合、NTT として、ブロードバンドサービスもあまねく日本全国で提供していく考えはあるか、見解如何。
- 2 NTT はこれから次世代ネットワークを構築していく考えと承知しているが、こうした新しいネットワークも十分にオープン性を確保していくと表明されている。ということは、NTT 内部と競争事業者との間で全く同じ接続条件で次世代ネットワークを開放していくという理解でよいか。その際、IP マルチキャストなど映像配信に関する基盤についても同様にオープンにしていく考えか、見解如何。

(競争政策)

- 3 中期経営戦略について、NTT の実質上の一社独占体制への回帰との懸念もあるが、公正競争の確保について見解如何。
- 4 アクセス網のボトルネック性は、NTT が公社・独占時代から電柱・管路・とう道などを設置したことから生じたものであり、容易には解消しないため、NTT も BT (英) のようにアクセス部門の機能分離を行うべきとの意見があるが、これについて見解如何。さらに、アクセス部門を構造分離するなどして、残りの部分は自由に事業展開する(東西も地域に関係なく自由に事業を行う)べきとの意見について、見解如何。
- 5 NTT は光ファイバ網の開放義務を撤廃することを主張している。しかし、光ファイバの貸出料(接続料)に適切な利潤があるなら、むしろ競争事業者に光ファイバを利用させれば営業することなく利益が得られるとの指摘もある。開放義務を撤廃するというよりも、むしろ光ファイバの接続料に適正な利潤が確保されているかどうかという問題ではないか、見解如何。

(通信・放送融合)

- 6 NTT は放送進出を考えていないというが、通信と放送の相互参入が起こるなど通信と放送

の融合が進展するなかで、NTTが放送進出をしないという方針を堅持できるのか。子会社や関連会社も放送コンテンツ提供などの事業エリアにも進出しないという考えか、見解如何。

(持株会社の役割)

7 NTT法を見ると、持ち株会社は基盤的研究を実施するとともに、東西会社による電話のユニバーサルサービス提供を確保するという役割がある。他方、中期経営戦略は持株会社のクレジットで公表されており、経営資源の再配分(例えばFMCは東西とドコモに担当させる等)などもその中に含まれている。これはNTT法に規定する持株会社の役割の範囲を越えるとの指摘があるが、見解如何。

(研究開発)

8 NTTにおける研究開発の取組みが、これまで国としての研究開発力の向上等に貢献してきたと思われるが、基礎研究部門をNTT社内の組織から外に出すことによって、成果の活用が一層促進されるとの意見について見解如何。

Ⅶ KDDI 株式会社

(ユニバーサルサービス)

- 1 政府のブロードバンドゼロ解消方針について見解如何。また、ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすることについて見解如何。

(競争政策)

- 2 次世代ネットワークにおけるオープン性の確保等の公正競争条件の整備について見解如何。
- 3 KDDIは、NTTによる中期経営戦略の発表より前の一昨年9月に、固定電話網IP化計画を発表されているが、この計画の狙いは何か。全国規模のインフラ設置会社として、NTTに対抗していくと考えてよいか。
また、光ファイバの開放義務の在り方という観点から、御社が包括提携した東京電力が有する光ファイバの開放について見解如何。
- 4 FMCの実現に当たって、他の固定系事業者に対して au 網の開放を行うことについて見解如何。

(通信放送融合)

- 5 通信事業者による放送コンテンツの配信事業への進出について見解如何。
- 6 映像コンテンツの流通について、著作権の在り方など現状の問題点と、解決すべき点に係る見解如何。
- 7 映像コンテンツのインターネット配信に係る規律について見解如何。

VIII ソフトバンク株式会社

(ユニバーサルサービス)

- 1 政府のブロードバンドゼロ解消方針及びブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすることについて見解如何。ソフトバンクは、アクセス分離を行い、民間会社による一括整備と設備開放を主張しているが、これに対し、1 社独占による非効率性と技術中立的でないという問題を含んでいるとの意見がある。これについて見解如何。
- 2 アクセス網の開放について、BT方式（アクセスサービス部門の設置）に関する見解如何。

(競争政策)

- 3 次世代ネットワークにおけるオープン性の確保等の公正競争条件の整備について見解如何。
- 4 ソフトバンクグループは、携帯電話市場に新規参入される予定になっているが、固定通信事業との連携について見解如何。(ポータフォン買収と、1.7ギガ免許の関連)

(通信放送融合)

- 5 映像コンテンツの流通について、著作権の在り方など現状の問題点と、解決すべき点に係る見解如何。
- 6 映像コンテンツのインターネット配信に係る規律について見解如何。